広報 いしい

2010
3月
第153号

主な内容

議会だより ……2P～3P
事務事業仕分け……3P
町長コラム……3P
お知らせ ……4P～5P
特定保健指導 ……6P
第4次総合発展計画アンケート結果 ……7P
いしいスナップ ……8P
健康メモ ……9P
ふれあい広場……10P～11P
農地法の改正 ……12P

椿（椿園：2月19日）

県立農業大学校の南、野鳥の森の北麓にある椿園には、200本の椿が植えられ、赤・ピンク・白と色とりどりのの花を咲かせています。
3月中は、十分に椿の花を楽しむことができます。桜の季節が来る前に椿の花見をしてみてはどうでしょうか。

町民のうごき　総　数　26,749人・男　12,743人・女　14,006人・世帯数 9,659世帯　平成22年3月1日現在

石井町の広報
『文字放送』（石井有線テレビ）　毎日
『石井町政だより』（徳島新聞・ホームページ）　毎月第3火曜日
『ホームページ』　http://www.town.ishii.lg.jp/

議会だより

平成21年第4回定例町議会（12月議会）の町政の概要について報告します。

町政の概要

■消防車両の整備

石井町内の消防団に配備されている、26台の消防車両のうち、配備後20年を超え老朽化した車両5台を買い換えました。新しい車両は、今年度内に配備予定です。

■公有財産の売払いについて

石井町民プール跡地について、広く一般に公募し一般競争入札を行った結果、社会福祉法人健祥会が落札し、売買契約金額5，830万円で売却することになりました。今後は、同法人により認知症対応型老人共同生活援助施設が建設される予定です。

■建設課関係の事業

都市・地域整備局所管補助事業、石井駅山路線街路新設事業は、未買収地の用地交渉も解決し、補償物件の撤去後、工事を発注する予定です。

保護者の皆さんから強い要望のあった石井小学校前の通学道路、町道石井86号の拡幅整備は、麻名用水土地改良区に協力いただき11月に工事を発注しました。

快適で美しい公園整備のため工事を進めていた都市公園整備事業は、飯尾川公園の駐輪場及び前山公園の園路の整備工事が完成しました。

■各種がん検診

本年度も4月から6月の間に、40歳以上の方を対象に集団検診として、子宮がん検診を除く各種がん検診を無料で実施しました。また、少しでも多くの方に検診を受けていただくため「無料がん検診フェアー」を1月17日と2月10日に実施します。

■新型インフルエンザワクチン接種費用助成

石井町では、低所得者の経済的負担を軽減し、重症化しやすい者等の死亡や重症化を防ぐため、生活保護世帯に属する者及び市町村民税非課税世帯に属する者のワクチン接種費用を全額公費負担、医療従事者を除く優先接種対象者で市町村民税課税世帯に属する者のワクチン接種に対して半額程度公費負担の助成を実施します。

■乳幼児等医療費助成事業

少子化対策の一環として、平成22年4月1日診療分から支給対象年齢を入院・通院ともに小学校修了までに拡大し、あわせて所得制限を廃止するため、乳幼児等医療費助成制度の改正を行います。

■石井町老人福祉センター

石井町老人福祉センターは、築後40年が経過し著しく老朽化が進んでいることから取り壊すことにしました。それに伴い、同センターで運営している石井町社会福祉協議会は、クリーンセンター管理棟内へ移転します。

■介護予防事業

要介護状態になる可能性の高い人に対する介護予防事業の一環として、特定高齢者の把握を行うため、基本チェックリストにより抽出した特定高齢者の候補者1，096人に対し、医療機関で生活機能に関する検査を実施しました。特定高齢者に該当した方に対し、自立した日常生活ができるよう予防サービスの実施を予定しています。

■飯尾川公園いしいドーム

いしいドームは、入場者が100万人を超えるなど利用者も増え、石井町の「健康と福祉、文化とスポーツ」の拠点施設として運営されています。

管理運営について、平成22年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者の活力やノウハウを活用することで、管理運営経費の削減やきめ細やかな質の高い住民サービスの提供ができると考えています。

■石井町総合発展計画

第三次石井町総合発展計画は平成22年度で計画期間が終了します。新たに平成23度から平成32年度までを計画期間とし、今後のまちづくりの羅針盤となる第四次石井町総合発展計画の策定に向けて、町民アンケートならびに中学生アンケートの実施、また11月26日に第1回審議会を開催するなど、準備を進めているところです。

■事務事業仕分け

石井町が実施している事務事業について「本当に必要な事業なのか」、「町主体で事業を行うことが適当なのか」といった事務事業のあり方そのものを抜本的に検討するため、外部の視点を取り入れて考え直す事務事業仕分けを行います。

補正予算

平成22年第1回臨時町議会を平成22年1月13日に開催しました。本臨時会に提出された2議案は原案どおり可決されました。

●平成21年度石井町一般会計補正予算（第4号）

補正額
600万円

予算の総額
79億5，146万3千円

歳出の内容
行政訴訟等対策事業　600万円

歳入の内容
地方揮発油譲与税　713万6千円
財政調整基金繰入金　△113万6千円

その他

●訴えの提起について

「一般廃棄物最終処分場の維持管理業務委託契約」に関する疑義について、坂東忠之前町長及び岩佐透前清掃センター所長（現町議）、八光海運株式会社に対して民事上の損害賠償請求をすることが「一般廃棄物最終処分

場の維持管理業務委託契約調査特別委員会（百条委員会）」から提言されましたので、この提言を実行するため訴訟を提起することについて議会の承認を得ました。

議員提出議案

●一般廃棄物最終処分場の維持管理業務委託契約調査特別委員会の委員補充と選任決議

同委員会の委員の補充と、補充委員の選任は辞任委員を優先して選任することを決議しました。

●一般廃棄物最終処分場の維持管理業務委託契約調査特別委員会における横田民次郎議員・川端義明議員の除斥承認決議

横田民次郎議員及び川端義明議員を百条委員会から除斥することを決議しました。

否決

●岩佐透町議会議員辞職勧告決議

平成22年第1回定例町議会を開催しています。

〔今後のスケジュール〕

3月15日　一般質問
3月16日　議案審議
3月19日　議案審議
開会　午前10時～

石井町事務事業仕分け結果報告

石井町では、町が実施している事業について外部の視点により事業の整理を行うため、平成22年1月23日に事務事業仕分けを実施しました。11人の委員が仕分けを行った結果、町現状が2事業、町改善が11事業となりました。今後、石井町が実施する事務事業の運営、また平成22年度当初予算編成の参考とします。

No.	事務事業名	結果	内訳				
			不要	民間	町現状	町改善	協働（※）
1	一般諸費（特別旅費関係）	町改善	0	0	2	8	BCD
2	有線テレビ使用料	町改善	0	0	3	8	BCD
3	広報事業	町改善	0	0	0	11	ABC
4	敬老会・金婚者激励会事業	町改善	0	1	0	9	AB
5	敬老祝金	町改善	0	0	1	9	ABC
6	緊急通報装置貸与事業	町改善	2	0	0	8	BC
7	防犯灯設置・管理費	町改善	0	0	1	9	CD
8	石井町観光事業	町改善	0	0	1	9	ABC
9	石井町商工会運営事業（石井真冬のファンタジー事業関係）	町改善	2	1	2	5	ABC
10	道路維持管理事業	町改善	0	0	4	6	ABC
11	町道高原33号線改良事業	町現状	1	0	5	4	CD
12	都市公園整備事業（飯尾川公園藤棚設置関係）	町現状	0	0	8	2	BC
13	納涼夏祭り補助金	町改善	0	0	2	8	ABC

※協働の可能性について委員から提示のあったもの　A：町民主導のもと町との協力で実施、B：町民と町が協力し合って実施、C：町主導のもと町民との協働で実施、D：町が責任を持って直営で実施

◎仕分け結果の詳細、傍聴者アンケートの結果等は石井町ホームページで公開しています。

※石井町事務事業仕分け協議会　TEL 674－1111

町長コラム

恐れては何もできん

石井町長　河野俊明

「失敗は何にでもつきもんやで！恐れては何もできん。」これは、笑いの王国「吉本興業」を築き上げた吉本せいの名言です。

私たちの日常生活の中では、毎日色々な出来事が起こります。楽しいこと、悲しいこと、腹が立つこと等多種多様です。そうした中で、面倒なことや手間のかかること、新しい挑戦等は、どうしても後回しにして避けてしまいたくなりますが、難しいものから先に片付けると何かスッキリし、後の仕事もはかどり楽になります。

また、その仕事をやり遂げたことで、達成感や自信が生まれてきます。自分が公務員である以上、諸問題から逃げることはできません。逃げて後で後悔するよりも、自ら挑戦し問題を解決することで得る喜びや自信は、人生の中で大きな宝となり人間をひとまわり成長させる原動力となるのではないでしょうか。

お知らせ Information

催し

桜まつり・藤まつり

■桜まつり

県立農業大学校の桜並木をライトアップします。夜桜見物をお楽しみください。

とき　3月27日（土）～4月4日（日）
午後6時～9時

ところ　県立農業大学校

■藤まつり

とき　4月17日（土）～5月2日（日）

ところ　石井字石井・地福寺とその周辺

〔期間中のイベント〕

4月21日　盆栽審査会
4月25日　写真撮影会
フリーマーケット
5月1日　元祖祭

◎都合により、イベントの内容が変更になる場合があります。

※石井町商工会
TEL 674－1292

募集

広報モニター募集

応募資格　石井町在住の18歳以上の方（本年度の広報モニター活動をしている方も応募できます。）

募集人数　10名程度

活動内容　広報事業に関するアンケートへの回答

モニター期間
平成22年4月～平成23年3月

応募方法　ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、郵送でご応募ください。
〒779－3295
高川原字高川原121－1
企画財政課広報モニター係

応募締切　**3月31日（水）**

◎電話でも受け付けします。

※企画財政課
TEL 674－7501

電気通信サービスモニター

応募資格　電話・インターネット等の電気通信サービスに関心や意見をお持ちの方（満20歳以上）で、総務省及び電気通信事業に勤務経験のない方（家族含む）

活動内容　郵送によるアンケート調査（年2回・全員）、モニター会議への出席（別途出席を依頼するモニター）

期間　平成22年6月1日～平成23年3月31日

応募方法　ハガキ、FAXまたはメールで、住所、氏名（フリガナ）、電話番号、年齢、性別、職業、メールアドレス（携帯電話のメールアドレスを除く。任意）及び**応募の動機**の記入をお願いします。
〒790－8795
松山市宮田町8－5
四国総合通信局電気通信事業課「電気通信モニター」係
Eメールアドレス
shikoku-jigyou@soumu.go.jp

応募締切　4月2日（金）

※四国総合通信局
TEL 089－936－5042
Fax 089－936－5014
ホームページ http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/

暮らし

軽自動車・原動機付自転車などをお持ちの方へ

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。したがって、4月1日に所有していれば、4月2日以降に廃車や譲渡をしても、その年度分の軽自動車税を納めることになります。

乗れなくなった原動機付自転車や軽自動車などは3月31日までに、廃車の手続きをしてください。また、廃棄・盗難・譲渡などによりすでに所有していない場合も、手続きが必要です。

車　種	廃車申告先	必要な物
軽自動車等（軽二輪(126～250cc)を含む）	県軽自動車協会 TEL 641-2010	詳しくは左記へ
二輪の小型自動車(251cc以上)	四国運輸局 徳島運輸支局 TEL 050-5540-2074	詳しくは左記へ
●原動機付自転車(125cc以下) ●小型特殊自動車	石井町役場 住民課 TEL 674-1114	本人の印鑑、ナンバープレート ※代理人へ依頼のときは両者の印鑑

※税務課TEL 674－1115

消費税の申告について

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は、3月31日（水）までとなっています。

期限を過ぎて申告や納税をされますと、本税のほかに加算税や延滞税が必要となる場合がありますので、お早めに申告と納税をお済ませください。

※徳島税務署
TEL 622－4131

技能検定試験

6月から9月にかけて実技試験と学科試験が県内各会場で実施されます。

職種　園芸装飾など28職種

申し込み期間
4月5日（月）～16日（金）

申し込み先
徳島県職業能力開発協会及び鳴門地域職業訓練センター

※徳島県職業能力開発協会
TEL 663－2316

消費者ホットライン

お近くの消費生活相談窓口の連絡先が分からない場合でも、消費者ホットラインに電話をかけると相談窓口につながる全国共通の電話番号が1月12日に開通しました。

★消費者ホットライン
0570－064－370
お気軽にご相談ください

※徳島県消費者情報センター
TEL 623－0110

子育て支援優良企業表彰

徳島東部地域子育て支援協議会は、徳島東部地域12市町村内に所在する、子育てしやすい職場環境づくりを進める優秀な中小企業を募集し、選考の結果、次の4社を表彰しました。

協業組合徳島印刷センター
株式会社TEC予備校
株式会社広沢自動車学校
株式会社イドム

今回の募集では、石井町内の事業所からの応募はありませんでした。来年度の積極的な応募をお待ちしています。

※福祉生活課　TEL 674－1116

ご存じですか

自動車事故が原因で死亡または重度後遺障害者になられた場合に、交通遺児等への育成資金貸付と重度後遺障害者への介護料支給を行っています。

対象者や金額など詳細についてはお問い合わせください。

※独立行政法人自動車事故対策機構徳島支所　TEL 631－7799

法テラス無料法律相談

法テラスの法人設立4周年を記念して、次の資力基準に該当する方を対象に、弁護士・司法書士による無料法律相談を行います。

とき　4月15日（木）
午後1時～4時

ところ　徳島弁護士会館5階

■予約の方法

まずは電話でお問い合わせいただき、職員が具体的な内容をお伺いします。弁護士・司法書士による法律相談が必要と思われる方については、収入等についてお伺いし、次の基準を満たす方に、法律相談の予約時間をお伝えします。

■資力基準

月収（手取り、賞与含む）・現金（預貯金含む）の目安

単身者	月収18万2千円以下、現金等180万円以下
2人家族	月収25万1千円以下、現金等250万円以下
3人家族	月収27万2千円以下、現金等270万円以下
4人家族	月収29万9千円以下、現金等300万円以下

※5人家族以上は1人増につき月収3万円加算。

◎事前予約制です。電話でお問い合わせください。

※法テラス徳島　TEL 050－3383－5575

セーフティネット貸付制度の融資制度が拡充されました

（設備資金）

利率が2年間低減されます。

基準利率　マイナス0.5％

（運転資金）

セーフティネット貸付のうち雇用の維持・拡大に関する利率がさらに低減されます。

①セーフティネット貸付のうち業況が悪化している方
基準利率　マイナス0.3％

②①に該当し、雇用の維持・拡大に取り組む方
基準利率　マイナス0.5％

③第三者保証人等を不要とする融資（保証人がいない方）
上乗せ金利　プラス0.35％

④「おまとめ融資」＋「長期返済に組み替え」

◎基準利率は平成22年2月15日現在2.15％です。

◎ご利用には一定要件がありますので、詳細はお気軽にお問い合わせください。

※日本政策金融公庫徳島支店　TEL 622－7271

学生の選挙権について

選挙人名簿に登録されるためには、転入の届出がされた日から引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録され、かつ実際に居住していることが必要です。

石井町に住民票を残したまま、石井町を離れ大学や専門学校等に修学のため、寮や下宿などに居住している場合は、石井町の選挙人名簿に登録されるべきでなかった者として取り扱われ、選挙の際に投票所入場券が届いていても投票（期日前投票及び不在者投票を含む）ができませんのでご注意ください。

●これは、「学生の住所は、その下宿等の所在地にある。」という最高裁判所の判例があるためです。

●選挙権を行使（投票）するために、必ず居住地の市区町村に住民登録をしましょう。

●転入届をした日から引き続き3カ月以上居住すると、新住所地の選挙人名簿に登録されます。

※石井町選挙管理委員会　TEL 674－1114

統計調査

ご協力ありがとうございました

■工業統計調査

製造業者の皆さまには、調査票の記入・回収に際し、お忙しい中ご協力いただきありがとうございました。

■2010年世界農林業センサス

農業・林業を営む皆さまには、調査票の記入・回収に際し、お忙しい中ご協力いただきありがとうございました。

※企画財政課　TEL 674－7501

ふるさと納税の状況について

平成21年3月1日から平成22年2月28日までのふるさと納税の状況をお知らせします。

寄附件数　0件

ふるさと納税の受け付けは随時行っています。町外にお住まいのご家族やご友人にふるさと納税のPRをお願いします。詳しくは、石井町ホームページ（http://www.town.ishii.lg.jp/）をご覧ください。

※総務課　TEL 674－1111

メタボ改善結果発表！生活習慣改善の効果のほどは？～特定保健指導④～

石井さんが体重を減らすために生活習慣を見直してから6カ月が経とうとしています。結果はどうだったでしょうか？

～これまでの石井さん～

特定健診の結果、特定保健指導を受けることになり、保健師とともに「6カ月間で体重マイナス2kg」を目標に掲げ、運動と食事を組み合わせてメタボ改善に取り組みました。

石井さん

なんと、目標体重になりました。

以前ならやせても油断して体重が逆戻りしていたのに、今回は維持できているんだよね。

食事や運動も苦にならず気をつけるようになってきたよ。

メタボ改善の目標を達成した石井さんですが、体重だけでなく他にもこんな効果があったようです。

6カ月間での石井さんの変化

★少し高めの血圧が正常になった

★おなか周りがスッキリして動きやすくなった

★体脂肪率が減り、筋肉量が増えた

保健師

おめでとうございます。

ぜひ、今年も健診を受けて健康チェックに役立ててくださいね。

きっと、体重だけでなくコレステロールや血糖値など血液検査の結果でもメタボ改善を実感できるはずですよ。

目標を達成したら生活改善は終わり…ではありません

理想的な生活習慣を毎日の生活に取り入れ継続させることが必要です。

今回、石井さんは見事メタボ改善に成功しました。石井さんのように病気を発症する前段階の人にとって、生活習慣改善は治療にも等しい効果があります。ただし、2～3カ月で改善しない場合や血液検査の値によってはすぐ受診が必要な事がありますので、自己流でダイエットをするのではなく、主治医や保健師等へ相談することをおすすめします。

●健康相談をご利用ください

とき　第1～3木曜日　午後3時から

ところ　保健センター

内容　血圧測定、健康相談、尿検査（希望者）

◎午後3時30分から生命の貯蓄体操（ヨガのようなゆっくりした運動）をしています。参加希望者はヨガマットまたはバスタオルをご持参ください。費用は無料です。

※保健センター　TEL674－0001

農家の皆さんへ 戸別所得補償モデル対策が始まります

1　自給率向上事業（水田利活用自給力向上事業）

水田で麦・大豆などを生産する販売農家・集落営農の皆さんに、主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援を行います。これまで需給調整に参加してこなかった生産者が参加しやすくなるよう、米の生産数量目標の達成に関わらず助成対象とします。

作物	単価（10a当たり）
①麦、大豆、飼料作物 水田経営所得安定対策の単価（全国平均）	3.5万円 小麦（田）4.0万円 大豆（田）2.7万円
②新規需要米 （米粉用・飼料用・バイオ燃料用米・WCS用稲）	8.0万円
③そば、なたね、加工用米	2.0万円
④その他の作物 （都道府県単位で単価を設定します）	1.0万円
⑤二毛作助成 （主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ）	1.5万円

★①と④のグループは、これまでに比べて交付単価が減少する地域においても継続して作物を生産できるよう交付単価の調整を行います。

2　米のモデル事業（米戸別所得補償モデル事業）

米の生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農の皆さんに対して、主食用米の作付面積10アール当たり1万5千円を定額交付します。米の価格が下落した場合には追加の補てんも行います。

対象面積　主食用米の作付面積から、自家飯米等に供される分として一律10アールを差し引いた面積とします。

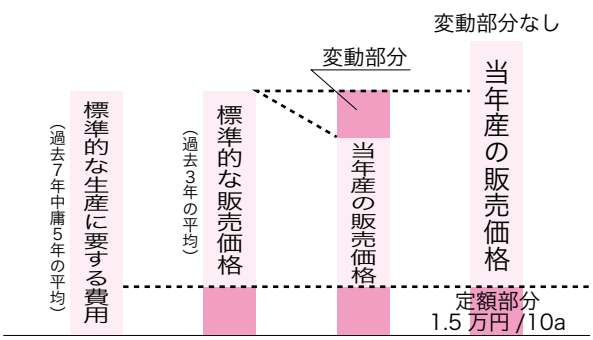

※中国四国農政局徳島農政事務所　TEL622－6132

第四次石井町総合発展計画 町民アンケート結果

石井町では、今後のまちづくりのための指針となる「第四次石井町総合発展計画」の策定作業を進めています。この新たな計画の策定にあたり、町民のまちづくりに関する意向や評価を把握し、計画策定の基礎資料とするため、20歳以上の町民の中から無作為に2，000人の方を抽出し、アンケート調査を実施しました。

このたび、結果がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

対象者	配布数	回収数	回収率
22,083人	2,000人	780人	39.1%

※平成21年7月27日現在で住民基本台帳から無作為抽出

※調査期間は、平成21年8月上旬～8月18日

■住まいと地域について

石井町の住みやすさは、どちらかというと住みやすい、住みやすいを合わせると、8割半ばを超えています。

今後の居住意向は、住み続けたい、どちらかといえば住み続けたいを合わせると8割強となっています。その理由は、自然が豊かで環境も良いから、日常の買い物が便利だから、道路事情や交通の便が良いからとなっています。一方、住み続けたくない理由としては、地域の行事や近所づきあいが面倒、レジャー施設や文化施設が不十分、町内に適当な職場が少ないからとなっています。

今後重点をおくべきまちづくりの方向性としては、子育て・教育推進のまち、支え合いのまち、安全・安心なまちの順となっています。

■町民評価に基づくCS分析

「ここ3年間の評価」、「現在の満足度」、「今後の重要度」に対する回答を点数化し、町民の視点から見た各施策（分野）の評価を行いました。結果は図1・2のとおりです。

※企画財政課　TEL 674－7501

図2　現在の満足度と今後の重要度による結果

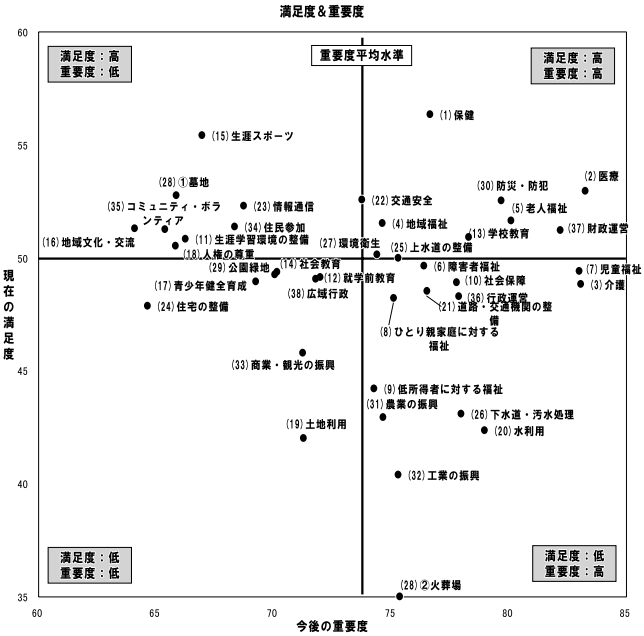

図1　ここ3年の評価と現在の満足度による結果

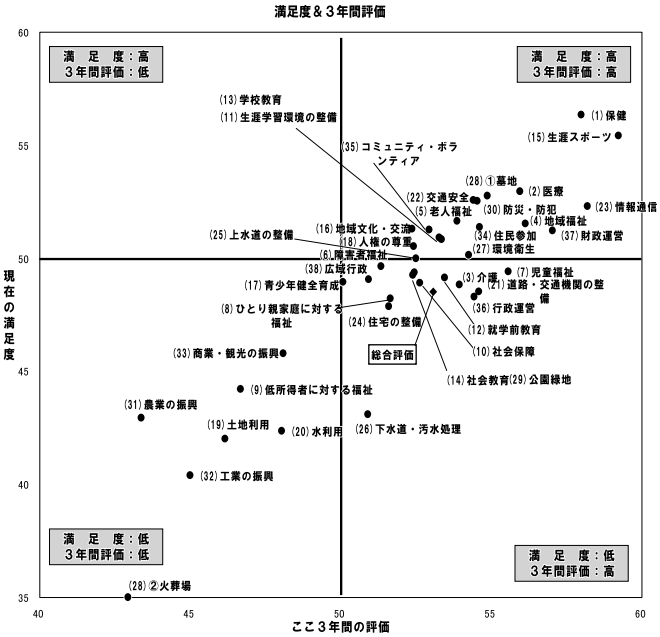

◆ポジショニングの説明◆

●重要度が高い施策

町民が関心を持ち、今後重要だと考えていて、基本的に充実させていくことが求められている施策。

●満足度が低く、重要度が高い施策

今後の重点的な取り組みが強く求められるとともに、町民の満足度の向上を目指すという成果指標の観点からは極めて投資効果の高い施策。

●満足度が高く、重要度が低い施策

現状に対しても満足している町民が多いことから、あまり過大な投資は控えるべきと考えられる施策。

◆ポジショニングの説明◆

●満足度が低い施策

満足度の向上を目指す必要がある施策。

●3年間評価が低い施策

取り組み手法の改善を含め、施策のあり方を検討し見直す必要がある施策。

●満足度が低く、3年間評価が低い施策

早急にその取り組み内容等について検証し、改善を図っていくことが求められる施策。

●満足度が低く、3年間評価が高い施策

基本的には現在の取り組みを推進しつつ、町民の満足度向上を図っていくことが求められる施策。

いしいスナップ

石井町の話題を紹介します。

徳島駅伝（1 月 4 日～ 6 日）

新春恒例の徳島駅伝が開催されました。名西郡チームの結果は、総合 12 位でした。

防火パレード（12 月 8 日）

石井幼稚園幼年防火クラブが火の用心を呼びかけパレードしました。

文化財ウォーキング（1 月 16 日）

前山公園からスタートし、城ノ内地区や山路地区の文化財をウォーキングしながら巡りました。

今年最初の積雪（1 月 13 日）

今年最初の積雪で、石井町中が真っ白な雪景色となりました。（写真は遠藤達郎さんからの投稿です。）

石井町消防出初め式（1 月 10 日）

出初め式では、永年消防活動などに功績のあった団員らに表彰状や感謝状が贈られました。

文化財防火訓練（1 月 24 日）

文化財防火訓練が、童学寺（石井字城ノ内）から出火したという想定で行われました。

石井町事務事業仕分け（1 月 23 日）

石井町の事務事業のあり方を外部の視点で見直すため、石井町事務事業仕分けを中央公民館で行いました。

救助訓練（1 月 22 日）

解体前の石井町老人福祉センターを使って、名西消防組合の救助隊が救助訓練を行いました。

少年団体駅伝（2 月 6 日）

男子の部 20 チーム、女子の部 6 チームが参加し、チーム一丸となって優勝めざして力走していました。

とくしま環境賞受賞（2 月 2 日）

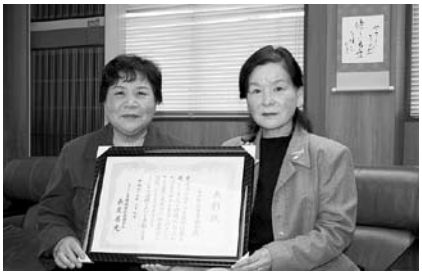

石井町消費者協会が、環境保全や創造に功績があったとしてとくしま環境県民会議表彰を受賞しました。

石井町盛りだくさんの日（1 月 25 日）

使用している野菜がすべて石井町産の給食を、町長と教育長が高川原小学校の児童と一緒に食べました。

今回の健康メモは、現在妊娠中の方やこれから妊娠を考えている方にB型肝炎という病気が妊娠・出産時に母から子に感染するとどうなるのか、また感染を防ぐためにはどうしたらいいのかということについてお話ししたいと思います。

B型肝炎とは

みなさんB型肝炎という病気をご存知ですか。B型肝炎はB型肝炎ウイルスによって起きる病気で、主に血液によって感染します。我が国では100人に1人の割合で体の中にこのウイルスを持っている人がいて、感染の程度によっては将来慢性肝炎や肝硬変・肝がんを引き起こす場合もあるので定期的な健診や検査を受ける必要があります。

B型肝炎の母子感染とは

先に説明した体の中にB型肝炎ウイルスを持っている人が妊娠した場合、妊娠中や出産時に母親の血液が子どもに触れることによってウイルスに感染することがあります。これがB型肝炎の母子感染です。特に母親がウイルスを多く持っている場合、生まれた子どもが感染すると長い間体の中にウイルスを持つようになり、将来慢性肝炎や肝硬変・肝がんになることがあるので、赤ちゃんが生まれたらただちにウイルスの感染を防止しておくことが大切です。

母子感染を防ぐ方法は

母親がB型肝炎ウイルスを持っているかどうかを調べるため、HBs抗原検査〈血液検査〉を行います。

この検査は、妊娠8週前後の妊婦一般健診の項目に含まれていて公費負担（自己負担なし）で受けられますので、健診は必ず受けましょう。

◆検査結果が陰性の場合

母子感染の心配なし。

◆検査結果が陽性の場合

母親が体の中に持っているB型肝炎ウイルスが子どもに感染しやすい程度を調べるため、HBe抗原検査〈血液検査〉を行います。この検査が陽性の場合、母子感染率は100％です。陰性の場合、感染率は10％程度ですが、急性肝炎や劇症肝炎を起こすこともあるので注意が必要です。

出生後すぐ子どもにグロブリンとB型肝炎ワクチンを投与することにより、ほとんどの場合感染を予防することができます。まれに免疫がつきにくい児がいますが、この場合は必要に応じてワクチンの追加投与を受けます。詳細については主治医に相談してください。

図1　検査の流れについて

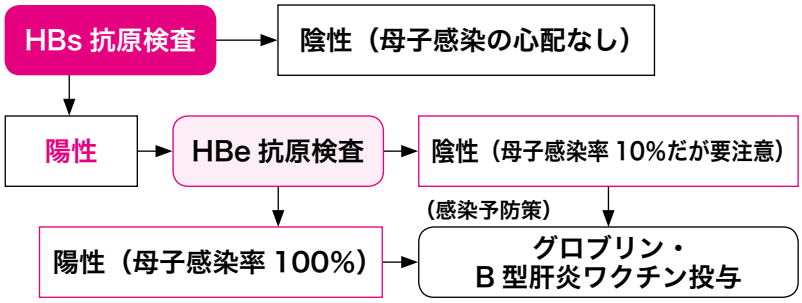

石井町では、40歳以上の方を対象に肝炎ウイルス検診の実施をしています。今までに受けたことのない方はぜひ受けてください。実施時期や対象者等詳細については、保健センター（TEL 674－0001）へお問い合わせください。

B型肝炎の母子感染については、適切な処置が行われず残念ながら感染してしまった例がでており、厚生労働省からも感染防止について周知徹底をするよう指導があったところです。

今回の健康メモを参考にB型肝炎は身近な問題であると認識して、母子感染を防止しましょう。

乳幼児等医療費助成事業の対象年齢等拡大について

石井町では、平成22年4月診療分から乳幼児等医療費助成事業の対象年齢等をつぎのとおり拡大します。

■現行

対象年齢　0歳～小学校3年生修了（3月末）まで

所得制限　制限あり

■改正後

対象年齢　0歳～小学校6年生修了（3月末）まで

所得制限　制限なし

◎ただし、所得の申告は必要です。

〈拡大による対象者〉

①石井町に住民票のある平成10年4月2日～平成13年4月1日生まれの児

②石井町に住民票のある平成13年4月2日以降の生まれの児で、今まで所得制限等により対象外となっていた児

◆対象者には、個別通知を送付しています。

対象となる方でまだ手続きをされていない方は、保健センターへ必要書類等持参の上、できるだけ早く申請にお越しください。現在対象となっており、すでに医療費の助成を受けている方（平成13年4月2日以降の生まれで所得制限に該当しない方）は、今回の申請は必要ありません。自動的に更新された受給者証を3月末ごろに送付しますので、4月診療分から新しい受給者証を使用してください。

※保健センター　TEL 674－0001

ふれあい広場

みんなのページだよ！

祝百歳

めでたく百歳のご長寿を迎えられた宮本さん、福田さんに町と県から祝い状と祝い金が贈られました。
これからも、お元気でお過ごしください。

宮本カツミさん（下浦）
明治43年1月2日生まれ

福田喜和子さん（石井）
明治43年2月28日生まれ

イラスト紹介

必ず黒の油性ペンで書いてね！

杉本　謙太郎さん（石井）

笠井　晏慈さん（重松）

笠井　星河さん（重松）

佐々木　葵さん（下浦）

山下　彩夏さん（高川原）

上岡　そらさん（平島）

小倉　功一さん（高畑）

上地　茉莉さん（石井）

伊藤　亮さん（西覚円）

図書カードを当てよう！広報クイズ

○に入る言葉は何でしょう。

【問１】石井町事務事業仕分けの結果は、町現状２事業、町改善○○事業でした。

【問２】移動図書館車の愛称が○○○○号に決まりました。

※　記入例
【問１】○○事業
【問２】○○○○号
住所・氏名（フリガナ）・年齢（または学年）
イラスト・俳句など

ハガキに記入例のように答えを書いて、応募方法により**４月 15 日（木曜日）役場必着**でご応募ください。抽選で**５名の方に 1,000 円の図書カード**を進呈します。

また、クイズの答えの後にイラスト･俳句･教えて欲しい事など、どんどん書いて応募してくださいね。

１月号の当選者（敬称略）　**※１月号の答え　「①１月 10 日　②エルタックス」**

武田愛理　富野泰子（石井）、伊藤亮（西覚円）、泉寿子　小村美代子（東覚円）

１月号の応募総数は 63 通でした。当選者の皆さんおめでとうございます。

短歌・俳句・川柳紹介

里山に
静かに響く
除夜の鐘
祝う雑煮や
新春迎え
桑村　千代子さん（下浦）

南九州
ぐるり旅
幼孫らと
歴史ひもとく
旅となりけり
松島　秀子さん（石井）

年毎に
積雪イメージ
うすれきぬ
阻止温暖化
未来の地球に
井上　澄子さん（加茂野）

ほほそめて
歓声あげる
校庭に
積雪しらず
持久走か
中山　幸子さん（関）

温泉で
きれいに洗う
旦那あり
前後六十
棒金三十
長野　文夫さん（桑島）

冬の星
見上げた夜空
足とめて
その輝きに
我を忘れる
中川　美智子さん（下浦）

初雪や
静かな一夜
厚化粧
走るチェンの
音ぞ聞こゆる
美馬　トシ子さん（下浦）

正月や
仰ぎ見る
冨士の山
山口　テル子さん（下浦）

初雪や
心も寒く
師走かな
吉岡　悦子（関）

雪の道
太陽の光に
キラキラと
上岡　礼子さん（平島）

大寒や
干し大根の
湯気匂う
泉　史子さん（下浦）

念入れて
二度繰り返す
初詣
井内　宏さん（天神）

節分だ
あすから春よ
気も晴れる
喜多　盛さん（石井）

久しぶり
石井町での
雪景色
遠藤　藤恵さん（城ノ内）

春の海
釣舟うかべ
輝けり
阿部　敏弘さん（石井）

着ぶくれし
我に似たりし
寒雀
井内　斐子さん（天神）

筋トレだ
子供をせおって
スクワット
上岡　知史さん（平島）

健康で
いしいドームで
日をすごす
小村　美代子さん（東覚円）

待ち兼ねる
ふた月ごとの
年金を
遠藤　達郎さん（城ノ内）

移動図書館車の愛称は「ふじっこ号」

皆さんから募集していた移動図書館車の愛称が「ふじっこ号」に決まりました。多数のご応募ありがとうございました。

2月3日には、石井保育所で「ふじっこ号」のお披露目を行いました。

「ふじっこ号」は4月から本格的な運行を開始する予定です。

△石井保育所でのお披露目の様子
紙芝居・絵本の読み聞かせを行いました

※石井町社会福祉協議会
TEL 674－0139

応募方法

●ハガキで
◆広報クイズ
◆短歌、俳句、川柳
◆イラスト（**必ず黒の油性ペンで書いてください・カラー不可**）
◆サークル紹介
◆作って欲しいコーナー・教えて欲しい事など

●封書で
◆赤ちゃん紹介（3歳前後・写真、コメントを同封してください）
◆広報いしいの表紙やいしいスナップを飾る写真（**未発表作に限ります**）

〒779-3295
高川原字高川原一二二－一
石井町役場
「ふれあい広場」係

住所・氏名（フリガナ）・年齢（または学年）を必ず書いて郵便でお送りください。

なお、応募多数の場合は掲載できないときがあります。

また、応募ハガキ等はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

農地制度が変わります！

●平成 21 年 12 月 15 日に、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートしています。

●新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

改正のポイントは…

農地を貸したいんだけど…

農地の貸借規制が緩和されます！

●農地を利用できる者の範囲が拡大されます（一定の要件を満たす必要があります）。

農地の借り受け者の範囲

（改正前）			（改正後に追加）	
農作業常時従業者	農業生産法人	＋	農作業常時従業者以外の個人	農業生産法人以外の法人

●市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されます。

耕作しないでいると…

遊休農地に対する指導が強化されます！

●すべての遊休農地が指導の対象となります。

●農業委員会が、年 1 回農地の利用状況を調査します。

●遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。

許可なく転用してしまうと…

違反転用に対する罰則が強化されます！

●違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。

●都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。

事　項	現　行	改　正
①違反転用	3年以下の懲役または300 万円以下の罰金（法人は 300 万円以下の罰金）	3年以下の懲役または300 万円以下の罰金（法人は 1 億円以下の罰金）
②違反転用における原状回復命令違反	6 カ月以下の懲役または30 万円以下の罰金（法人は 30 万円以下の罰金）	3年以下の懲役または300 万円以下の罰金（法人は 1 億円以下の罰金）

農地を相続する場合は…

農業委員会への届出が必要になります！

●相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります。

●届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10 万円以下の過料に処せられることになります。

●耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができるようになります。

問い合わせ先　農業委員会　TEL 674-7507

発行／石井町　編集／企画財政課　印刷／遠藤印刷株式会社